

## 令和元年度 我孫子市版事業仕分け(令和元年10月5日(土)実施)

### 「敬老祝金」についての資料

- (1)敬老祝金事業の概要 ..... 1ページ
- (2)敬老祝金 対象者・贈呈者数の推移と総支出額の推移について ..... 2ページ
- (3)男女別 平均寿命の推移 厚生労働省統計より ..... 3ページ
- (4)我孫子市敬老祝金に関する条例(平成元年3月31日条例第11号) ..... 4ページ

## (1) 敬老祝金事業の概要

根拠法令	我孫子市敬老祝金に関する条例(平成元年3月31日条例第11号)
対象者	・9月1日現在において、本市に引き続き5月以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている者 ・当該年中に80歳、88歳又は100歳に達する者
祝金の額 (令和元年現在)	100歳 30,000円 88歳 10,000円 80歳 10,000円

### 対象者へのご案内などについて

- ・6月下旬に、対象者あてにお知らせ等を郵便にて発送。
- ・対象者より「敬老祝金口座振込依頼書」を受領(7月末日〆切)。  
〆切までに依頼書が届かない方については再通知、訪問等にて対応。
- ・9月中旬頃に、指定の銀行口座に祝金を振り込み  
口座エラーについては、再通知や訪問などにより再振込を実施。

### 祝金額の変遷

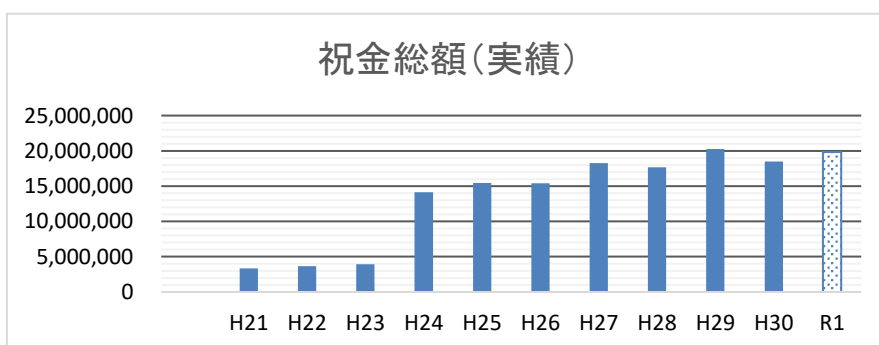
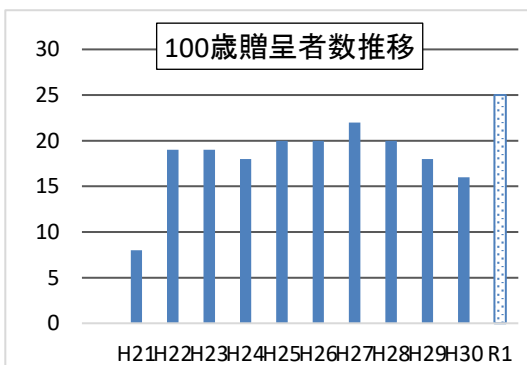
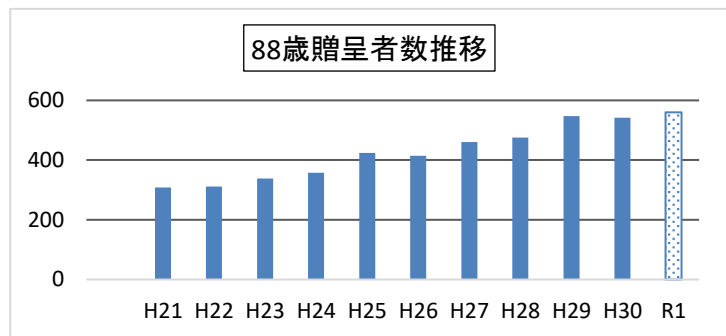
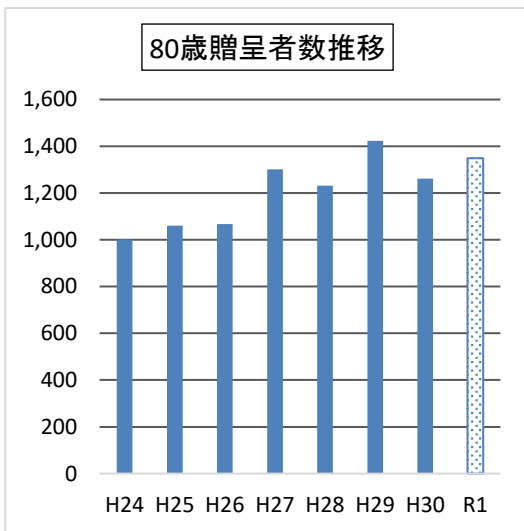
年齢 年度	77歳	80歳	88歳	99歳	100歳	105歳
H20まで	10,000円	設定無し	20,000円	30,000円	50,000円	50,000円
H21～H23	廃止	※	10,000円	廃止	30,000円	廃止
H24～		10,000円	10,000円		30,000円	

※経過措置により、80歳への贈呈なし

## (2) 敬老祝金 対象者・贈呈者数の推移と総支出額の推移について

	80歳		88歳		100歳		祝金支出額
	対象者数	贈呈者数	対象者数	贈呈者数	対象者数	贈呈者数	
H21	※経過措置により、 80歳への贈呈なし		不明	308	不明	8	3,320,000 円
H22			316	311	19	19	3,680,000 円
H23			345	338	20	19	3,950,000 円
H24	1,002	1,001	358	358	18	18	14,130,000 円
H25	1,064	1,061	424	424	20	20	15,450,000 円
H26	1,068	1,067	415	414	20	20	15,410,000 円
H27	1,306	1,302	461	460	22	22	18,280,000 円
H28	1,233	1,231	477	476	20	20	17,670,000 円
H29	1,427	1,423	550	547	18	18	20,240,000 円
H30	1,263	1,261	545	542	16	16	18,510,000 円
R元※	1,373	1,349	572	560	25	25	19,840,000 円

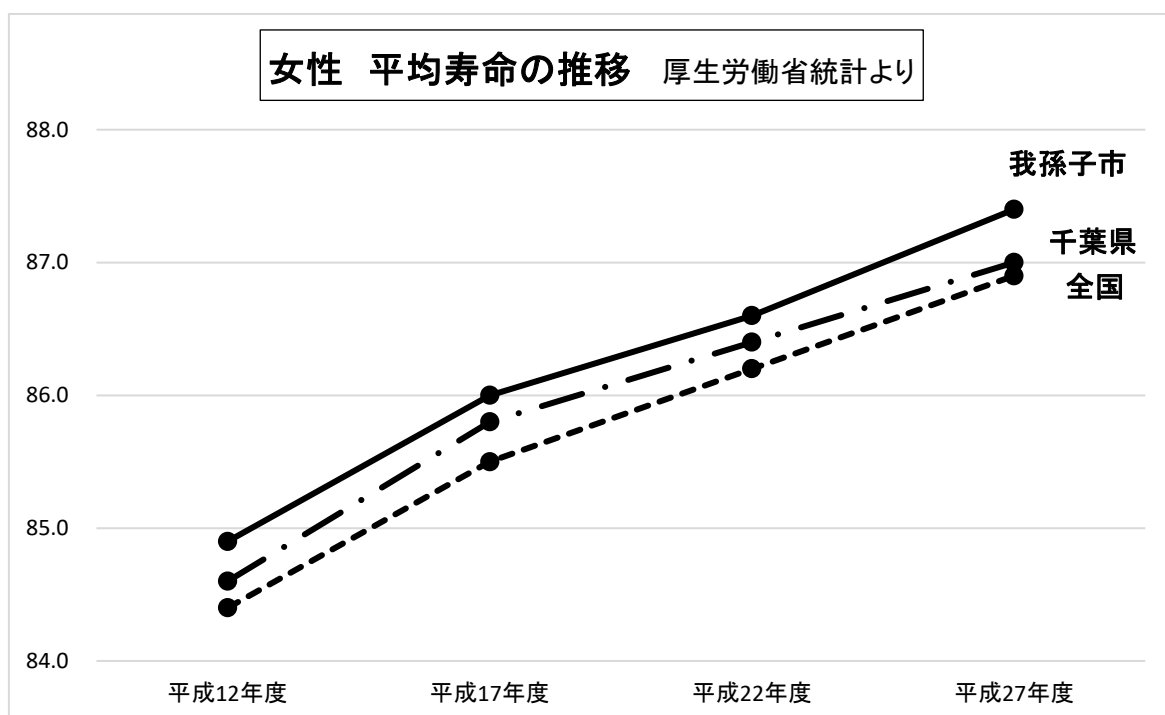
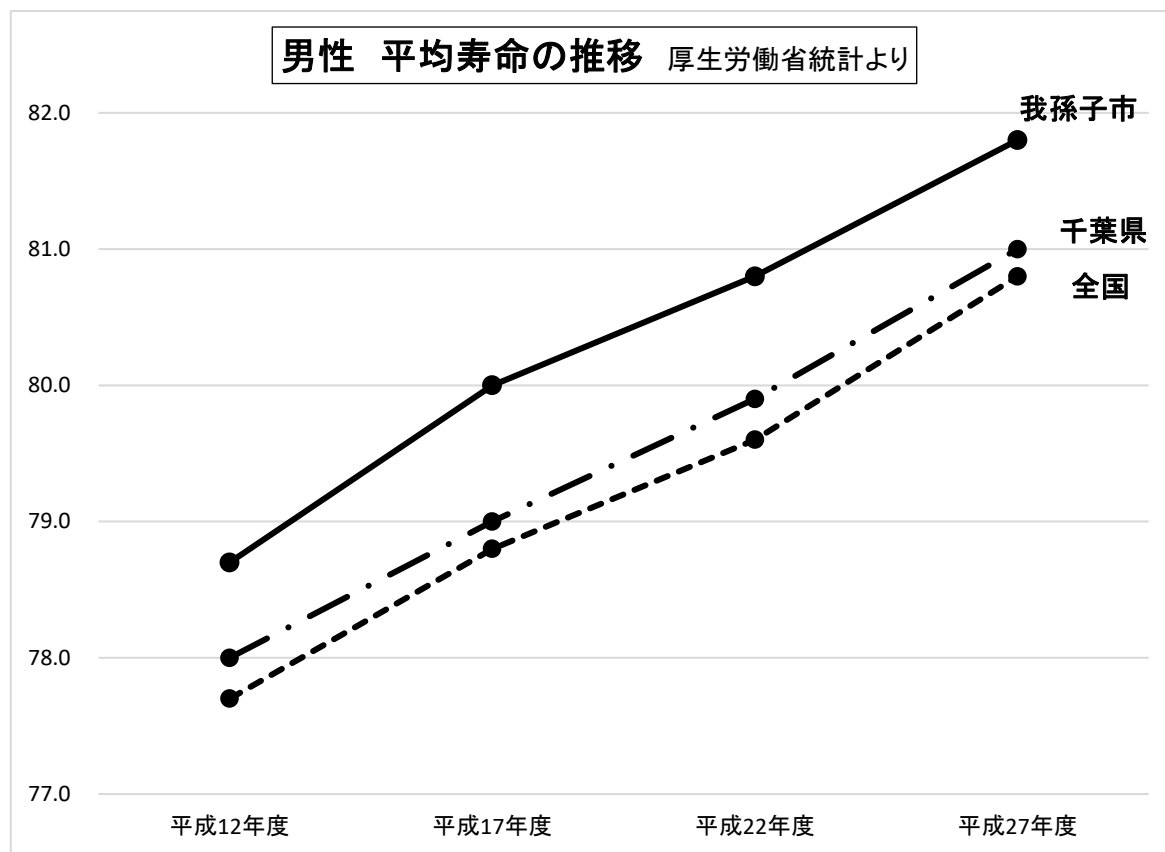
※対象者数はR元年9月1日時点、贈呈者数は9月20時点。



### (3) 男女別 平均寿命の推移 厚生労働省統計より

男	我孫子市	千葉県	全国
平成12年度	78.7	78.0	77.7
平成17年度	80.0	79.0	78.8
平成22年度	80.8	79.9	79.6
平成27年度	81.8	81.0	80.8

女	我孫子市	千葉県	全国
平成12年度	84.9	84.4	84.6
平成17年度	86.0	85.5	85.8
平成22年度	86.6	86.2	86.4
平成27年度	87.4	86.9	87.0



改正

平成9年3月25日条例第3号

平成16年7月1日条例第13号

平成21年3月24日条例第3号

平成24年6月29日条例第32号

我孫子市敬老祝金に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢者に敬老祝金（以下「祝金」という。）を贈り、長寿を祝福するとともに、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 祝金は、次の各号のいずれにも該当する者に贈るものとする。

- (1) 9月1日現在において、本市に引き続き5月以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 当該年中に80歳、88歳又は100歳に達する者

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	金額
100歳に達する者	30,000円
88歳に達する者	10,000円
80歳に達する者	10,000円

(祝金の贈呈)

第4条 祝金は、9月に贈るものとする。

(祝金の返還)

第5条 市長は、虚偽その他不正の手段により祝金を受けた者があるときは、その者に対して既に受けた祝金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市敬老に関する条例の廃止)

- 2 我孫子市敬老に関する条例（昭和35年条例第20号）は、廃止する。

(敬老祝品の受給資格の特例)

- 3 第2条第2号の規定の適用については、同号中「満70歳」とあるのは、平成元年については「満66歳」と、平成2年については「満67歳」と、平成3年については「満68歳」と、平成4年については「満69歳」とする。

## 附 則（平成9年3月25日条例第3号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

## 附 則（平成16年7月1日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(平成16年9月に贈る祝金の対象者の特例)

- 2 平成16年9月に贈る祝金は、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、平成15年9月2日から同年12月31日までの間に満77歳、88歳、99歳又は100歳に達した者を贈呈の対象とすることができる。

## 附 則（平成21年3月24日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年度から平成23年度までの各年度に係る敬老祝金の特例)

- 2 平成21年度から平成23年度までの各年度の敬老祝金に限り、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、80歳に達する者に係る敬老祝金は、贈呈しない。

## 附 則（平成24年6月29日条例第32号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。